

## 【史跡広島城跡保存活用計画】の概要

### ○史跡広島城跡保存管理計画書（昭和63年4月策定）

#### ・策定の目的

平成元年の築城400年を契機として史跡広島城跡整備を行うとの方針が示され、これを受けて、史跡広島城跡を長い将来にわたって、適切に保存しあつ有効に活用するための基本的方針を示すために策定した。⇒この計画を受けて策定した「史跡広島城跡整備基本計画書」により、二の丸復元建物群の整備（平成6年竣工）を行った。

### ○史跡広島城跡保存活用計画（令和5年度策定予定）

#### ・策定の目的

「史跡広島城跡保存管理計画書」の策定より35年が経過し、史跡を取り巻く社会情勢にも変化がみられる。周辺・関連計画との整合を図りながら、史跡を適切に保存し確実に継承していくため、広島城の本質的価値とその構成要素を明確にし、その現状と課題を整理した上で、諸課題を適切に改善していくための基本方針と方法を明確に示す事を目的とする。

## ○ 史 跡 広 島 城 跡 保 存 活 用 計 画（令和5年度策定予定）

### ○計画の概要（計画期間、区域） （第1章）

#### ・計画期間

令和6年度から令和25年度までの20年間 ※10年経過後、適宜見直しを行う。

#### ・対象区域

原則、史跡広島城跡の指定範囲 ※指定範囲外の遺構は、史跡と一体的な保存・活用を目指す。

### ○史跡を取り巻く環境 （第2章第1節）

- ・16世紀中頃の太田川河口部一帯では小規模な干拓が行われていたと推測され、中区上八丁堀の発掘調査では、広島城築城前に遡る畠の痕跡等が確認されている。
- ・毛利輝元は天正17(1589)年から広島城の築城を開始し、同19(1591)年から新たなる本拠とした。地名「広島」の初見史料は天正17年の輝元書状で、この頃までには太田川河口部が「広島」と呼ばれるようになつたと考えられている。
- ・その後、福島氏による拝領と改易、浅野氏による約250年の治世を経て明治時代を迎える。周辺での発掘調査により、毛利期の城の縄張が福島・浅野期とは異なることが部分的に明らかになっているが、詳細は未だ研究の途上である。
- ・明治期の広島城は兵部省の管轄下に置かれた。日清戦争を機に陸軍の兵站基地としての性格を強め、城郭建築物の多くがこの頃に失われ軍施設に変わっていった。城内に残されていた、天守・中御門・表御門・太鼓櫓などは原爆を受けて倒壊し、城内にはその後の火災の痕跡が今も残る。
- ・現天守は昭和33(1958)年の広島復興大博覧会開催に際し、鉄筋コンクリート造で外観復元された。また、二の丸復元建物群は発掘調査成果等に基づき、平成6(1994)年に木造復元されたものである。

### ○広島城の構造 （第2章第2節）

- ・中心の内堀内に本丸と二の丸が配置され、その周囲を三の丸と中堀、更に外郭と外堀が囲う三重の同心円構造を持つ縄張。
- ・東西南北1.3kmの城域を持つ大規模城郭。
- ・五層五階の大天守に三層三階の天守2基を渡櫓で結んだ、複連結式の天守群。

### ○史跡指定の状況 （第3章）

- ・指定年月日 昭和28年3月31日

### ○史跡の本質的価値 （第4章）

- ・都市広島の原点～歴史的にも交通の結節点であった太田川河口部の地政学的特徴を継承・再構築することにより誕生した。
  - ・毛利輝元が、中世城郭から近世城郭へという城郭史上の大変革を受容し築いた、新たな領国支配の拠点とした城。
  - ・二つの天守を從えた壮大な天守と広大な城域を誇る平城。
  - ・築城技術の変遷を示す多様な石垣を有する城。
- ※広島城跡の歴史的経緯を示す要素
- ・近代都市形成の沿革と被爆の痕跡を刻む。

### ○地区ごとの現状と課題 （第5章）

- ・本丸上段：近世を主とし、近代都市広島の中心でもあった歴史的変遷を意識させる整備が必要。  
⇒現天守は現行の耐震基準を満たさない状態のため、令和7年度後半に閉館予定。
- ・本丸下段・腰曲輪：かつては馬場などが存在し、城跡の基本構成と城郭としての開放性が意識できる整備が必要。  
⇒腰曲輪は城郭の搦手のため、樹木を透かして城郭が意識できる幽玄な空間に。  
なお、安全面から天守台周囲の立入制限中。

- ・二の丸：平成6(1994)年に復元が完了した二の丸復元建物群を有する。  
⇒その魅力や城郭建造物として果たしてきた役割・機能を伝える取組が必要。
- ・史跡外周部：かつての外郭北側の一部と三の丸の一部で構成される、内堀外周を囲う範囲で、内堀沿いを除き史跡範囲外。  
⇒南西部の「三の丸エリア」では「広島城三の丸整備基本計画」に基づき整備が進行中。
- ・旧広島城範囲：過去の発掘調査で比較的良好に地下遺構が残ることが判明。  
⇒機に応じた発掘調査の実施が必要。

### ○大綱と基本方針 （第6章）

#### 1 大綱

- ・史跡広島城跡の本質的価値を確実に保存管理し、将来に継承する。
- ・史跡広島城跡に関する調査研究を計画的に継続するとともに、史跡ひいては広島の歴史への理解を深める活用を推進する。
- ・史跡広島城跡の歴史的空間の保全・整備を推進し、これを将来に継承する。
- ・史跡広島城跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を確立する。

#### 2 基本方針

- 保存・管理の基本方針（方向性と方法） （第7章で方向性と方法、具体な内容を記載）
- (1) 本質的価値を構成する遺構を保存するための維持管理を行い、自然環境や史跡景観の保全を図る。
  - (2) 調査研究を計画的に進め、史跡の魅力向上と来訪者が学び楽しめる活用を検討する。
  - (3) 史跡と周辺市街地との景観的調和を図り、城と町が一体となった魅力的な空間創出を図る。
  - (4) 史跡外や旧城下町範囲の地下遺構の調査研究を進め、価値の顕在化と一体的な活用を検討する。
  - (5) 現状変更等の行為については、明確な方針を定め、適切に運用する。

○活用の基本方針 （第8章で方向性と方法、具体な内容を記載）

- (1) 史跡広島城跡の本質的価値を伝えるため、調査研究を進めその成果を積極的に公開する。
- (2) 史跡広島城跡の本質的価値を幅広く活用し、学校教育や社会教育と連携した取組を推進する。
- (3) 史跡と旧城下町範囲を観光資源として活用し、地域活性化へ繋げる方法について検討する。
- (4) 公園として親しまれている経緯も踏まえ、史跡と都市公園の適切な共存を目指す利活用を進める。

○整備の基本方針 （第9章で方向性と方法、具体な内容を記載）

- (1) 過去の都市公園的な整備の再検討を行い、整備事業を計画的に実施するための整備方針を定める。
- (2) 史跡の本質的価値を保護するため適切な維持管理を行い、必要に応じ計画的な復旧を実施する。
- (3) 本質的価値をより顕在化させる整備を検討し、関連遺跡とのネットワーク化を図る。
- (4) 史跡周辺一帯を含めた歴史的眺望の維持・向上を図るための整備を検討する。

○運営・体制の基本方針 （第11章で方向性と方法、具体な内容を記載）

- (1) 本計画に基づいた史跡の保存・活用のため、必要な運営・体制を整備し円滑な事業運営を目指す。
- (2) 史跡の保存活用を継続的に行っていくため、官民一体となった協働体制づくりを目指す。
- (3) 調査研究を計画的・継続的に進めていくために必要な組織・体制について検討する。
- (4) 推進にあたり、関係機関や府内関係部局との調整と連携を図る。
- (5) 市民と協働できる制度の拡充を図り、史跡を将来へ適切に継承していく仕組みづくりを検討する。

○調査の方向性と方法 （第10章）

- (1) 史跡とその周辺で過去に実施された発掘調査の成果について、保存・活用・整備のための基礎資料蓄積といった観点からも総合的に再検討し、広島城跡の本質的価値である遺構の保全と将来への継承のあり方、史跡全体の再整備について具体的に検討する。
- (2) 史跡のエリアごとの基本方針と取組の方向性を鑑み、発掘調査の実施による基礎情報の取得とそれに基づいた取組内容の具体的検討が必要な事業を確認する。その結果を短期的に着手し継続的に実施する施策と、中・長期的に着手が望まれる施策に区分し、それぞれの概要を示す。具体詳細については整備基本計画改定の際に各種施策との連携を図りながら検討する。

①短期的に着手し継続的に実施する施策

- 各種調査を遂行する体制検討、石垣基礎部の発掘調査、地下遺構の状況把握を目的とした平面確認調査、石垣の現況測量と石垣カルテの作成など（順不同）。

②中・長期的に着手が望まれる施策

- 基礎調査に基づく石垣の保存整備、遺構保護層の復旧対策工、園路・植栽・遺構表示等の整備計画の検討、説明板や案内板等総合的なサイン計画など（順不同）。